

第1日目(12月13日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成18年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 ここで、5番・山田 勝君より発言を求められておりますのでこれを許します。

山田 勝君 おはようございます。大切な時間に発言を許していただきまして、大変ありがとうございます。先般、9日の日に私の養父が死去いたしました。78歳ということでありましたが、10年間私と同居しておりました。葬儀に際しましては議員会の皆様から過分なるご厚志をいただきまして、大変ありがとうございます。無事11日の日に葬儀も終了いたしました。貴重な大切な時間を私事のためにいただきまして、大変恐縮に思っております。いろいろありがとうございました。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号19番・笛木信治君、及び議席番号20番・牛木芳雄君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る12月7日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定いたしました。つきましては、本定例会の会期は本日12月13日から12月22日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月13日から12月22日までの10日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。なお、議員派遣結果報告については、あわせてお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明を行います。

市長 (所信表明を行う。)

議長 以上で市長所信表明を終わります。

議長 日程第5、報告第5号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・若井達男君の報告を求めます。

若井議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。9月定例会において当委員会に付託された継続調査の事件について、議会運営委員会を開催し調査研究を行いました。調査の状況でございます。期日は12月7日午後よりということにな

っております。委員の出席状況ですが、これは全員 10 名でございますが、全員の出席を得ております。あわせて正副議長の出席もいただいております。

調査の内容でございますが、これらは執行部、市長、総務課長の出席を求め、12月定例議会の議会運営、及び自治法の改正に伴う本会議での対応に関する事務調査を行っております。なお、助役につきましては、当日公務により欠席ということになっております。

調査事項でございますが、今ほど申し上げましたように平成18年の12月南魚沼議会市定例会の運営についてということでございます。そのうちのひとつとしまして、会期及び議事日程でございますが、これは今ほど議長の申したとおりで、決定になっております。(2)、(3)として、陳情意見書の取扱いでございますが、これらにつきましてはそれぞれの委員会に付託をするということで、今回は請願なしの陳情4件ということになっております。この取扱いにつきましては、後日議会運営委員会が開催される予定になっておりますので、それまでに意見書の提出につきましては、提出者、賛成者を議運にて報告をいただくということになっております。

2としまして、地方自治法改正及び部制条例制定に伴う委員会条例、会議規則等の改正について、ということで調査を行いました。今ほど市長の所信表明にもございましたように、今議会に機構改革に対する条例改正が提案されるというふうになっておりますが、これらも議運にて審議をつくしております。

そのうちの地方自治法の改正につきましては、今年の6月7日に地方自治法の改正が交付されております。そしてそれらにつきましては、11月22日に政令が交付され、24日から施行されておるという状況になっております。それらの大きな柱といたしましては、議会制度の見直しということで、議会の権能強化、自主性、自立性の拡大であるということでございます。特にこの議会の権能強化につきましては、全国市議会でも数年来取り組んできておりました議長の権限、ひとことで言えば議会召集権を議長に、ということであるわけです。そこまでは一気に進んではおりませんが、召集権の請求権を議長に与えるということ以下、委員会等の取り扱いについての議長の権能の強化というふうになっております。

それから部制条例制定につきましては、本議会中に全員協議会が予定されております。その後の議案上程というような形になっております。その中におきまして機構改革の中で所管事務を変える委員会条例は、3月まででこれは間に合うわけですが、部局制をとった中に税務課の位置づけ。今まではこれは総務文教委員会という形の中に、総文の中におかれておったわけですが、今の形でありますとこれらが社厚の方に入るということになっております。この辺につきましては、この後の議会運営委員会において協議決定するわけですが、その前といたしましてそれぞれ各派に持ち帰り、協議して一応2月に議運を予定しておりますので、その席までに意見をまとめてきていただくということになっております。

あわせて固定資産評価委員審査会についても、これは税務課とあわせて付随させて動かすべきだというようなこともありますので、その辺も各派で協議のうえ、2月議会までにひとつ意見のとりまとめをしていくというふうになっております。

あと3でございます。特別会計の補正予算の取り扱いについてということでございますが、この特別会計につきましても、本議会でやはり予定されております。前年度ですが、今年の3月議会前の議運におきまして、それぞれ特別委員会においての補正予算について委託先等が決まっておりますが、やはり委託そのものが、はたして今の議会運営日程上にあっているかどうかというようなことが、前から意見として出てきておりました。これらの件につきましても、ひとつ協議のうえ2月議運までに話をまとめていただいて、決定事項がある場合ににつきましては、3月議運に諮って決定をするというような形で話が決まっております。

あと閉会中の議会運営ということでございますが、これらは本議会開会中にそれぞれの常任委員会につきましては、議長の方に申し出をするという形になっております。

その他としまして、本議会に今議会より秘書係長の出席をお願いしたいということで、執行部の方より議運の方にその件がまいってきておりました。これらにつきましては議会運営委員会で、これは了承するというように決定しております。以上でございます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に総務文教委員長・種村充夫君の報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の調査事項について報告を申し上げます。調査事項でございますが、1から3の調査事項と、4その他について調査と報告を受けました。調査の状況でございますが、期日が10月30日月曜日、委員の出席状況につきましては全員出席でございました。議長からも出席をいただきました。調査の内容でございますが、市長、助役、収入役、教育長、その他課長、室長とそれぞれ記載の皆様からご出席いただいて調査を行ったところでございます。

はぐっていただきまして、調査の内容でございます。学校給食の実施状況につきまして、これは現地調査を含めて行いました。資料につきましては12ページから17ページにございますのでご覧をいただきたいと思います。特に現地調査につきましては、自校方式の学校と、それから大和・六日町それぞれ給食センターを調査させていただきました。

事務調査の関係でございますが、学校教育課長から資料に基づき説明がございました。給食センターの職員数につきましては、大和の給食センターが14人、六日町の給食センターは21人である。塩沢地域では塩沢小学校、中之島小学校、塩沢中学校はそれぞれの調理員が複数いるが、その他の学校については常勤が1人、臨時が1人等で対応しているというようなお話してございました。

給食費の1人当たりの平均値はそこに記載してございますが、六日町・大和では合併時に調整した関係で小学校が4,300円かかっている。大体1食245円当たりくらいだそうでございます。塩沢地区ではそれぞれ違いまして、一番低いのが塩沢小学校で4,200円、高

いのが第一上田小学校の4,600円であるというような内容でございます。

コシヒカリの米飯給食につきましては、17年度につきましては市が70パーセント、農協が30パーセントというような状況でございましたが、18年度は市で60パーセント、農協が40パーセントの負担で行っているというような状況であります。

地産地消の取り組みについても、大根、人参、里芋、白菜等が主体でございますが、なかなか増えることはないので、大和の消費の割合は8.2パーセントくらい、六日町が11.5パーセントくらい、塩沢が13.2パーセントくらいというような内容でございました。

給食費の未納者の状況につきましても、やはり増えているというような傾向にあるようでありまして、17年度で17校19人の未納者がいる、全く納めていない世帯も6世帯あるというような内容でございました。

自校方式とセンター方式の検討についてもそれぞれ良いところ、悪いところがあります。人件費等を見ればセンター方式は効率的であるし、調理時間、調理内容を見ると暖かい料理が出る自校方式の方が子供に対してはいいのではないかとというようなことでありまして、それらの検討がこれからであるというようなお話でもございました。質疑につきましては、次に記載してあるような関係であります。

市の機構改革につきましては、今ほど市長からの行政報告の中でもありましたが、来年度をめどに身近な行政ができる市の運営をしていきたいというような形でございます。内容につきましては、資料の20ページから26ページにございますので、ご覧いただきたいと思えます。それを見ていただきますと、各課の配分等が全部記載されておりますのでご覧いただきたいと思えます。現行は40課、130係あるところでございますが、新しい部局では部課が33となり、部課の数は7減になる。係は103あったものが84係ということで、減ずる数が現在よりも19という内容でございます。

部につきましては、市長部局5部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、福祉保健部の5部であるというようなことでございます。あとその他に教育部局、農委部局、監査部局の行政機関についても従来どおり進めていくということでございますし、できれば水道それらの企業部門の管理者を定めてやっていきたいというようなことで進められているところでございます。質問につきましても次の内容でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

それから7ページ、市税の収納状況でございます。本件につきましては毎回私ども調査を行っておりますので、内容的にもそんなに違いはございません。どうぞ一番最後の27ページの資料をご覧いただきたいと思えます。

はぐっていただきまして、その他の関係でございますが、消防長から消防総合整備計画について説明がございました。10月24日の消防審議会の諮問で答申いただきましたその内容でございますが、特に消防庁舎の老朽化の整備の関係がありまして、内部に検討委員会を設置して今、検討を進めているという内容であります。調査の位置につきましても現在の位置にしたいというような考え方でございますが、国道17号バイパスの問題、それから県道、

仲田塩沢線の路線変更関係等もありまして、それを見ながら更に消防の広域化の問題等もありますので、それらも含めて今後調査の検討に入りたいということでございます。

それから非常備消防につきまして消防団の関係であります、一応来年度からひとつの形になる中で、今定例会に消防団の設置等に関する条例の変更と、定員・任命・給与・服务等の条例の一部改正をお願いしたいというような説明がございました。

それからその他の関係でございますが、特にこの10月の時期に熊の問題、それからいじめの状況等が報道されておりましたし、大規耐震対策等の関係もございましたので、事前に教育委員会の方に申し入れをいたしまして、説明を求めたところであります。

その中で熊の対策であります、ここの9ページに記載されてありますように、通学路における熊対策をどうするのだというような話を申し上げたところであります。それぞれ困っている、集団下校、更にスクールバス等を利用しながら熊対策には十分注意をして進めているというような報告がございました。

それから全国的にいじめの問題がございましたので、その件も質問したところであります、いじめは当市にもございます。ただし、その中には自殺者はいないというような内容でございます、小学校では16年度で9件、17年度で4件、18年度で3件とそれぞれありますが、なんとか学校内で対応しているというような説明がございました。

さらに大規模改造耐震工事の状況でありましたが、この問題につきましてはなかなか工事が進まないところもありましたので、その辺はどうなるのかというような形で聞いたところであります。今年度中にはなんとか全部対応したいというような返答がございました。

あと最後に総務課長から飲酒運転の懲戒処分の基準について説明がございました。

以上が総務文教委員会の関係でございます。

なお、その他に管外調査についてご説明申し上げます。調査の期日は10月11日から12日。調査先が山梨県富士吉田市と神奈川県愛川町というところに行ってきました。調査内容につきましては、地域防災について議会、特に自主防災関係について局長の意見を伺ったところでございます。愛川町では消防庁舎を17年に建設してございましたので、その調査も行ってまいりました。参加者につきましては、議長、それから委員全員、執行部から総務課長、消防長の出席を求め、事務局から片桐係長から参加していただきました。

内容であります、それぞれこの地域につきましては、東海沖地震や伊豆地方の地震、さらに富士山の火山活動等の関係もありまして、住民の意識が私どものところとはまるで違う考え方を持っておりまして、大変意識的に高揚しております。それぞれ非常食等につきましても、行政で準備しながらそれに対応しているという内容でありましたので、内容につきましては、この調査書をご覧いただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

牛木芳雄君 2ページの学校給食の状況について1点お伺いをしたいと思います。今、委員長は現地調査をしたというふうに言われました。聞いたら学校給食を試食してみた、そういうことですね。今その報告がなかったものですからちょっとお聞きをしたいと思います。

市やJAが負担をして、差額分を、大金を負担しているわけであります。その試食をした結果、委員の皆さんからあまりお米が美味しくなかったというふうな話を聞いたのですけれども、その辺の詳しいことをもう少し報告していただきたい。お願いします。

種村総務文教委員長　ではお答えします。一応コシヒカリを食べるという形で試食してみたのですが、結局食べる段階で自分の家のお米よりも、やはりあれだけ多く炊く給食にしてはあまり美味しくないなど。逆に言いますと箸にも絡まらないようなご飯であったというようなこともありまして、もう少し美味しいご飯が炊けるのではないかと、というような意見はございました。そのような内容です。

牛木芳雄君　それで、例えば原因はどこにあるのだろうか、食べながらでもそういうふうな質疑や話し合いはありませんでしたか。

種村総務文教委員長　特にそこまでの協議はしませんでしたし、給食センター側にも質問はしませんでした。ただ、そこでそういう声が出たということだけです。

中沢俊一君　同じく学校給食費の未納の問題であります。額としては、19件、37万円余りということで大きい額ではありません。けれども、昨今のマスコミ報道によりますとやはりこの辺から姿勢を正していかなければならないということも含めまして、差し押さえも含めた検討が行われているように聞きます。これについては委員会の中ではどんな質疑、あるいは対応があったのでしょうか。聞かせて下さい。

種村総務文教委員長　お答えします。未納問題も話は出たのですが、結局職員の方も一生懸命取立てはしているのですけれども、なかなか応じてもらえないというような関係もあります。その子供にだけ何も食べさせないというわけにもいかないということで、そのまま続けているというような返答の内容でございました。

佐藤剛君　1点お聞きしたいと思いますけれども、市税の収納状況の件です。調査をしていただきまして、結果的には一番最後の表のように、残念ながらほとんど収納率が下がっているという状況であります。税の収納率向上につきましては、財政健全化計画の中でも、ここも向上に向けてやっていくのだと、そうしないとなかなか財政健全化が達成できないというところの重要な部分なわけです。この9月末現在では、この表のとおりになっているということであります。

それを受けまして最後の方に、11月から12月にかけて応援体勢を組んで訪問徴収をするというようなことで、向上に向けてやっていくのだというようなことが書いてあります。財政健全化計画の中に収納率の向上を謳って、収入の増については大きな部分なのだというようなことで掲げている割には対応が遅いといいますが、そういうようなことを感じられるのですけれどもその辺の意見がどうであったのかということ。

もう1点は、応援体勢を組んで訪問徴収が行われるというところの内容について、ちょっと補足の説明をお願いしたいと思います。

種村総務文教委員長　1点目ではありますが、なかなか収納率が上がらないというようなことで、これは毎回私どもも審議し、今回もそれをしたところでありますけれども、いずれ

にしても、なかなかそこまでいかないというような毎回同じような状況であります。

後段の件につきましては、一応管理職等を使いながら整理をしていきたい、住民にお願いしたいというようなお話しでございました。実施したかどうかはわかりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に産業建設委員長、阿部久夫君の報告を求めます。

阿部産業建設委員長 それでは産業建設委員会の調査事項について説明させていただきます。産業建設委員会では11月2日委員全員の出席で調査いたしました。調査事項でございますが、ダム周辺道路災害復旧状況についてと、ラック式米低温倉庫の建設状況について、そして作況状況について、市営住宅の入居状況について調査いたしました。

調査の内容でございますが、執行部は市長、助役、建設課長、担当の分室長に出席いただきまして、現地調査及び事務調査を行いました。午前中は現地調査を行いました。ダム周辺道路の災害復旧状況と、それからラック式の米低温倉庫の現状の建設状況について現地調査を行いました。その状況を、現地調査が終わった後、事務調査を午後からいたしました。

ダム工事の状況でございますが、3件ありまして、16災2675号災害復旧工事は、一部盛土をしていた部分が震災で若干法面が崩れたということで、工事費用が721万3,500円で、平成17年9月16日に完了いたしました。

次に交第5-42号-2の災害防除工事ですが、15年11月23日と16年6月8日に岩石と土砂が崩落したということでございます。そして16年度は応急復旧工事として、車1台が通れるように対応した。17年から18年にかけて災害防除事業として採択され、総額4,634万5,950円で18年10月20日に完了いたしました。

次に県道落合六日町線ですが、これは崩落規模が非常に大きく、15年に現場をボーリング調査しましたらまだ山が動いていて手がつけられないと。そういう状況であって、16年度から工事に着手してもらい、約3億円近い費用をかけて工事が完了されました。

これに対する質疑でございますが、現地で詳しく説明を聞いてきたので事務調査においては質疑はありませんでした。

次にラック式の米低温倉庫の建設状況についてでございますが、農林課長から資料に基づき説明がありました。建設地は津久野下新田17番地、18年度、単年度で建設をするという事業でございます。施設規模ですが、鉄骨造り、収容能力は4万俵で、米にしますと2,400トンの収納能力でございます。実施事業費は5億9,933万6,000円。そのうち国の補助が2億2,900万円。市から約3,200万円、残りがJAの負担になるということでございます。

施工ですが、全農の新潟本部が設計管理をし、請負業者はヤンマー農機が行っております。8月29日に着手し、19年3月14日に完了を目指しているということでございます。10月末までの進捗状況ですが、約30パーセントの進捗状況であると。JA魚沼みなみが予

約を受けて集荷予定している米であります、約15万俵あり、3割近くをラック式低温倉庫で保管するということでございます。その米ですが、有機米、JAS有機米、特裁米を中心に保管をしてみたいという説明でございました。

次のような質疑がありましたので、2～3報告させていただきます。南魚沼市は2つの農協があるが、JA魚沼みなみはこの低温倉庫の体制になるが、JA塩沢はどうなるかということでございます。答弁では、JA塩沢の米の集荷量は約7万俵で、JA魚沼みなみに比べて大分少ない。今のところこのような施設の計画は聞いていない。品質管理においてこれから常温倉庫は厳しいので、JA塩沢の低温倉庫の方向付けについては調査をしたい、という答弁でございます。

次に有機米を中心とした固体管理ができる方向だが、19年及び20年度の利用計画はどうだかということでございます。有機米、JAS有機米、特裁米が約3万俵あり、これを中心に集荷をしたい。フレコン対応になるので農協としては大きな法人、または認定農業者等を中心にフレコン対応の機械整備を図っていきたいと考えている、という答弁でございます。まだありますが、後で見たいと思います。

次に作況状況についてでございます。これも農林課長から資料に基づき説明がありました。平成18年の水稻の全国の作柄は96の「やや不良」だったと。新潟県においては平年並みの100「やや良」で、地域別に見ると、下越は103、岩船104の「やや良」で、佐渡は99の「平年並み」、上越95、中越98、魚沼98の「やや不良」で、南の方にくるにしたがって作柄が悪くなっているという報告でございます。南魚沼市ですが、100の「平年並み」くらいになっているというふうに言っているということでありました。

南魚沼市の基準反収は520キロになっていますが、17年では502キロ、18年では507キロで実態と即していない。統計情報センターには実態に即した数量にして欲しいと要望している。これが下がると同じ生産数量でも作付面積が増えるので、これを目指してみたいという説明でございます。ちなみに国の作況指数も網目でございましたが1.7ミリで、南魚沼市では1.85ミリを使用しているということでございます。

次のような質疑と答弁がございました。米質は今年はどうだったのかという質疑でございますが、18年産米コシヒカリの1等比率は10月23日現在で六日町管内92パーセント、大和管内93パーセント、塩沢管内で93パーセントの1等米比率であるということでありす。

次に、新年度より生産調整のシステムが大きく変わるが、魚沼コシの高価格が維持されるのも生産調整が固持されているからだと思っている。来年度から生産調整を取り組む地域協議会の準備状況と今年の作況からの見通しは、ということでございます。旧3町ごとに協議会があり、JA魚沼みなみの2協議会は1協議会にしたいとして協議をし、ほぼ合意が取れている。JA魚沼みなみに主体的にやってもらいたいので事務の移管を調整しているが、市が全部手を引くということではなく、国の試算では96の作況だと800万トンの生産だが、生産数量は840万トンになっている。40万トンが過剰作付けによって増えてしまった。

魚沼においては100パーセントの生産調整を達成しているのですが、新潟県は減らされるが南魚沼市には影響がないように市長と議会と一緒に生産数量の確保に努めていきたいが、全体的には厳しい状況になるのではないかと回答でございました。

次にもうひとつ。B L米以外の作付面積と生産数量についてはどうかということでございます。回答であります、J A塩沢管内で55ヘクタール、J A魚沼みなみ管内で5ヘクタール、合わせて60ヘクタール従来コシが作付けされました。J Aの出荷は魚沼みなみが62俵、J A塩沢では0で農協には出荷していないという回答でございます。

続きまして市営住宅の入居状況についてでございます。都市計画課長から資料に基づき説明がございました。少しまた読ませていただきます。1年間の入居申し込みについて、住宅委員会を4回開催した。133件の申し込みに対して28件の入居者が決定し、平均倍率は4.8倍だった。家賃の収納状況では9月末の滞納者が最高で県営住宅が16万5,600円、市営住宅が21万3,000円、市有住宅が3万9,200円であった。過年度分は17年度末で県営住宅に165万3,000円の滞納の方があった。18年10月10日に裁判所の執行官、県の顧問弁護士、担当者、市の担当などで関係者立会いの中で強制退去を執行したということです。

収入超過者の要件ですが、月に1世帯20万円、障害者等は26万8,000円以上の収入がある人になる。収入超過者の家賃の最高額の方は市営で11万9,400円、県営住宅で6万4,200円をいただいている。平成19年度に教育委員会により教員住宅18戸の移管を受けると公営住宅の総戸数は476戸になり、政策的空家が12戸あるため入居可能な公営住宅の住宅は464戸だそうです。

次のような主な質疑と回答がございました。住宅委員会の申し込みを見ると、人口が増えていないのに住宅に困っている人が多いようだ。核家族の傾向等、まだ公営住宅が必要な状況ではないのかというような質問であります。核家族もあるし、若くして離婚した母子世帯の申し込みも多い。老朽化している住宅の耐震診断を含め、今後どうするかが問題になってくると思うということでございます。また、住宅マスタープランを作成していきたいという回答でございます。

国の制度等で住宅委員会が必要なのであれば別だが、そうでなければ単純に入居者の選定はくじ引きでもいいと思う。公団住宅の抽選のように考えたことはないかという質問でございます。委員会廃止の方向は出していないが、なんらかの方向は考えた方がいいと思う。古くなった建物を直すのは必要だが、公営住宅を増やすことに対しては疑問があるということでございます。

もうひとつだけ。滞納者や収入超過者から公営住宅より退去していただくことに関して、契約書の内容はどのようになっているのかという質問でございます。市と個人の契約書はつくっていない。条例、規則に基づき入居者に説明を行っている。条例上3カ月以上滞納すると退去の話をしてもらいたいというのが実際はしていない。お互いの信頼関係で行っているということでございます。

なお、この詳しい説明はこの後ろの委員会資料に明記してあるのでご覧いただきたいと思  
います。以上で委員長報告を終わらせていただきます。

議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 委員長にお伺いいたします。その他の事項で、揚水基金条例の廃止につい  
てであります。5集落とは説明会を行い了解してもらっているということですが、そ  
の説明会の中でどのような意見が出たのかというようなところの質疑があったかどうか。

阿部産業建設委員長 そのあたりですが、調査事項とはちょっと今回離れた中で答弁さ  
せていただきます。この揚水基金については市長の方からも説明があり、委員会としてもで  
きるだけ水を間に合わせるようにやっていただきたいという意見がありました。水の不足を  
しないようにということで、そういう意見が多かったです。以上です。

笠原喜一郎君 その他の報告がなかったのですが、今、質問が出ましたので私もちよ  
とさせてもらいます。6ページの下水道計画でちょっとお聞きをいたします。ここに事業の  
変更をしたいということで、負担金から分担金にということであります。負担金の場合は面  
積できたわけですが今度は桝ひとつということ。事業が変更するについて負担  
が大きく変わるというようなことは、私はあってはならないと思います。委員会の中でそ  
ういう突っ込んだ話というか、そういうものはありましたか。お聞きをいたします。

阿部産業建設委員長 委員会でももちろんそういった負担金については慎重にとりか  
らっていただきたいというようなお話がありました。後のことに対しては、これからの事業  
計画に沿ってやっていきたいということで、それぞれ了解いたしました。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議 長 次に社会厚生委員長、和田英夫君の報告を求めます。

和田社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。調査事項はそこに記  
載のとおり、可燃ごみ処理施設、それから住民健診と健康づくり、上町保育所の管理運営等  
であります。11月1日に委員全員出席で行いました。議長も出席をしていただきました。

調査の内容については執行部は市長、助役、環境課長、環境衛生センター所長、保健課長、  
子育て支援課長、大和病院事務長代理、同病院医事課長、同病院庶務課長補佐の出席を求め、  
現地調査を含めて行いました。

そこで始めに可燃ごみ処理施設であります。環境衛生センターの所長から資料に基づい  
て説明がありました。これは平成16年3月竣工で、24時間110トンの処理能力を持つ  
施設で、1,350キワットの発電能力がある。建設費は44億4,150万円、川崎技研が設計、  
施工をしたわけであり。この川崎技研についてはここに記載のとおり全国で5つの熔融  
炉建設を手がけておる。当環境衛生センターの炉の形式は酸素式熱分解直接熔融炉、  
竪型シャフト炉方式ということであり。

ここにあるように、トンあたりの処理単価は1万8,757円。これは8ページに他の施設

との比較表で、後で見ていただきたいわけでありませけれどもそういうことであります。日常業務のなかの問題点としましては、故障、立ち上げ、あるいは停止作業、点検、作業項目が非常に多くなっており、いわゆる現場作業を行うための安全確認が十分でないというようなことの説明がありました。

12ページに現在の直営管理の現状が記載されておりますが、管理運営は正職員13名、臨時職員12名で行っているが、なかなかこれだけの最新鋭の施設になると構造的には非常に複雑で専門的な知識の不足もあり、非常に日常点検が困難だというような説明がありました。環境衛生センターとしては、今後は技術的な、専門的技術を有する業務委託、これも大きな課題であろうと、こういう説明があったわけでありませ。

それで皆さんのお手元の資料にあるわけですが、特にその後にプラントフローという大きい資料ナンバー12があるわけで、これをちょっと見ていただきたいわけでありませ。ここに赤く塗ったところが主たる故障なり修理をした場所でありませが、特に中央の(1)溶融炉、ここは溶接部分の施工不良により漏水が発生。3カ月の連続運転が炉の漏水により行われていない。

さらにその隣、(9)可燃性ダスト冷却コンベア、これもスクリュウの損傷、パッキンの磨耗によるチャー漏れがある。施工不良設備で停止が頻発。恒久対策が必要である。

さらにその右側のそこに(3)過熱機器、ここも過熱機の支持金物の施工不良により、水管、過熱器管に破孔が発生。次回過熱機の取替えを行う。

さらにその上です(2)排熱ボイラー。ここも排ガス量が多くなると振動が発生する。原因は不明であり、現在も大きい振動がある。

それから一番下段の中央部(6)スラグ冷却コンベヤ。これは上部ケーシングの腐食減肉、リターン sprocketの磨耗によるチェーンが緩んで故障する。ケーシングに膨張があり、鉄板の劣化が進む。

実はこの(6)の場所については、私ども委員会が現地調査の段階で、委員の中からこのスラグ冷却コンベアのこれはいわゆる大きな箱型のところですがこれがかなり箱型のものが変形をしていたのです。それを委員から指摘を受けて、担当では今まで気がつかなかったということでありませが、早速川崎技研の方へ問い合わせをした。それはまた後で質疑の方に載っているわけでありませけれども。

この図のように10カ所のうち5カ所にここにあるようにいわゆる施工不良と言いませか、こういうところがあるというのが私ども委員会で、資料によって確認をしたところでありませ。

そこで次の質疑があったわけでありませ。皆さんご承知のように、この始めのQ & Aで、他の業者と比べあまり実績がないのにあえて導入に踏み切った理由は、という質問があったわけでありませ。平成9年2月、当時の広域連合でありませけれども建設の検討を始め、同年7月広域事務組合で建設プロジェクトチームを発足し、先進地視察、勉強会等をしたが結局素人だからなかなかわからない。ダイオキシン対策ということで3つの形式の中のどれに

するか議論したら、結局指名業者による入札において、いわゆるこの表現で言えば安価な川崎技研に決定したと、こういう説明があったわけであります。

さらにもう1点だけ、その下であります。保障期間はどのくらいということの関連で、故障も多く、これは事務調査の段階で確かに施工不良、あるいはメーカー側も一部設計ミスを認めたという話があったわけでありますが、その中で構造的にも若干問題があるように受けとれた。それらを含めて保障期間を延ばすことはできないかという質問があったわけです。

それでここにあるように、いわゆる瑕疵担保期間ということで受け止めて、その期間は平成16年から今年度、来年の3月31日までである。この溶融炉は仕様書と構造が根本的に違うかということとそうでなく、故障箇所は点在するが、これは構造的な欠陥とはいえない。川崎技研の方でも、例えば設計上の一部分にミスがあったとしたら、料金 いわゆるその修理料金ということだと思うのですが いただくつもりはないと言っている。故障を盾に保障期間の延長をするのは難しい。こういうふうと言っているわけであります。

それでちょっと皆さんに14ページの発注仕様書を見ていただきたいのです。つまりこれは平成12年度に当時の広域事務組合が、こういう焼却炉を造りたいというのがこの発注仕様書なのです。さらにページをめくっていただいて18ページの上から3番目。3.炉形式。これはガス化改質溶融式焼却炉となっているのです。それが実は、今度は8ページをちょっと見ていただきたいわけです。8ページは、これは落札後のいわゆる事業計画概要なのでありますけれども、ここの1の発注仕様書で、その次に性能、真ん中に炉の形式、酸素式熱分解直接溶融炉。私も素人ですから、委員会にいただいた発注仕様書のなかの炉形式は、ガス化改質溶融式焼却炉。入札後の施工事業計画、改築の事業計画の炉形式は酸素式熱分解直接溶融炉ということ。このことについては、いただいた資料によって違いがあるということで、特に委員会でこのことについての質疑はありませんので、これ以上のここでの説明はできないわけでありますけれども、そういったことであります。

そこで1点だけ、質疑の中で、今後の維持管理について相当の専門知識がなければ維持管理はできないだろうと言われてきた。現実にそうなので、できれば全部、一度に全部委託ということはできないが、来年度からは一部委託も考えている。こういう質疑がありましたので、申し添えておきます。

次に住民健診と健康づくりであります。これについては保健課長から結核予防法の改正、あるいは老人保健法の改正等々についての説明で、ではどうなるかということはここに記載をされておるわけでありまして、後で読んでいただきたいわけであります。

質疑の中で、実はこの健診活動の地域推進体制が今現在は、大和地区は各集落の保健委員の皆さんがやっておるわけでありまして、六日町地区は母子保健推進委員の方々がお骨折をしているわけでありまして、塩沢は行政区長さんだというふうに話を聞いているわけでありまして。いわゆる19年度以降については、まあまあできれば合併をしたちょうどいい機会なので、地域推進体制は統一の方向でやりたいというようなことが答弁でありましたので、申し添えておきます。

次に上町保育園管理運営と進捗状況であります。ここは私どもが行ったときには、ちょうど内部の工事中ということで、中に入ることはできなかったわけでありましてけれども。問題はここにあるように、新しい管理者、新しい体制の移行に伴う保護者への不安解消のため、3回ほど保護者説明会をやってきた。慣れた保育士さんが一度に変わるとというのは非常に困るということで、新体制に移る不安感を少しでも取り除くために、今後も保護者会を重ねながらスムーズな移行体制ということです。質疑の中でここにあるかないかわかりませんが、実際にそこで働いている保育士さんの中で何人かが、新しい制度の方で残ってもいいというようなことも答弁の中でありました。

以上、この所管事務調査について、後ろにいろいろな資料がついてありますので見ていただきたいわけでありまして。ただ1点だけお詫びをいたしますが、9ページの歳入・歳出の歳出の続きが、今度は10ページではなくて、11ページに歳出の項目が離れておりますのでお詫びします。そういうことでひとつ後で見ていただきたいと思うわけでありまして。

それから管外調査でありますけれども、これについては10月の16～17日に長野県の佐久市とそこの同じところの佐久総合病院、それから長野県茅野市に行ってきました。市長からも参加をしていただき、私ども委員全員出席で、さらに執行部は子育て支援課長、大和病院の事務長代理、城内病院の事務長、そして事務局の河邊ということで行ってきたわけでありまして。

佐久市においてはいわゆる病児保育・病後児保育ということで視察をしてきました。これは大体皆さんも想像がつくところでありますが、いわゆるその病気になったときの集団保育はなかなか難しいということで、別な施設をつくって看護師等の専門スタッフで預かるサービスであるわけでありまして。

たまたままだここも病後児を4月、病児保育を10月から始めるということでまだ歴史が浅いということで、結果が出ていないわけでありましてけれども、私どもは佐久市の浅間総合病院の隣の院内保育所の近くにいわゆる病児保育の施設ができたところを見させていただきまして。そういったことで非常に参考になった、こういうことでもあります。

さらに佐久総合病院、これは長野県の厚生連の病院として昭和19年にできたということで、「農民とともに」を基本理念として、農村地域の医療活動ということで、その理念のいろいろ話を聞かせていただいたわけでありまして。

特に私どもが質疑でここにあるように、医師の確保ということについてはこれはどこでも同じだと。非常に佐久総合病院も難しいということは認識をしているが、ここにあるように学閥抜きで研修医募集、1年間に200人以上の学生が来て、その方々がこの病院に残りたいと、こういうことに心がけているのだと。だから私の病院ではいわゆる報酬は県内最低レベルだと思うというようなこういう説明がありました。

さらに茅野市でありますけれども、ここは子育て支援の関係で視察に行ってきたわけでありまして。国のエンゼルプランに先駆けて「どんぐりプラン推進ネットワーク」ということで、具体的には茅野市の駅前の空き店舗を市が購入して、いわゆる子供館ということで、そこは

南魚沼市で言えば、ほのぼの広場的なものの常設館ということです。行ってみたら、まあまあ5～6人のスタッフと非常にたくさんの親子連れ、あるいはおばあちゃんとお孫さんというような方々が利用しておりました。

ここにありませんが、その駅前の一角には中学生、高校生のまあまあ集うスペースもあったなというように思っているわけであります。

そういったことであるし、もうひとつ家庭応援センター、24時間対応、夜間休日対応で、これに私も興味もって行ってきたわけであります。もちろん昼間常時3人、夜は2人の体制で取り組んでいるようでありますけれども、特に夜間はそんなに相談件数はないというような説明でありました。以上で委員会の報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 1点だけ可燃ごみ施設について質問させていただきます。可燃ごみ施設も16年に竣工して以来2年近くになる。44億からのお金をかけて、その当時は最新式だということで良かったのです。が、ここへきていろいろな故障があつてまことにまあ、8ページを見ますと、よそのところでは順調と。残念ながら南魚沼市においては順調とここは書かれておりません。

そうした中で、毎日ごみは相当な量が出るわけですが、そういった今後の故障に対してのごみの今の状況においては何ら問題がないのかあるのか。その点のそういった質問があつたのか、ちょっとお聞きいたします。

和田社会厚生委員長 確かにそういった他の施設と比べて南魚沼市の施設は故障があるということで、その質疑はありました。当初は皆さんご承知のように、何でも燃せるというところから始まったという。これはどこから発信したかというものは委員会では特に調査しませんけれども、そういう面では、ごみの搬入の仕方、分別の仕方ですか、そういうことも必要ではないかという質疑はありましたが、この11月1日時点ではそれ以上、ではどうするということまではなかったというふうに思っています。

阿部久夫君 先ほどのものは、委員長からの報告はなかったということではありますが、やはりごみの問題に対しては、毎日大事な必ず処理していかなければならない問題でありますし、私たち南魚沼市にとってもこの問題は大変重要な問題だと思っています。そうしたことから委員会でもきちんとしたまた調査等をしていただきたいと、そういう要望をしておきます。以上です。

岩野 松君 やはり今のごみのあれなのですけれども、処理単価がこの南魚沼市が非常に他のものに比べて安い。しかし、大きくなってもより高くなってきているのですけれども。これは17年度までですが、今年度はどうだったのかとか、上がっているのかどうなのかという質疑。それから市長も出席されたということですが、大きい施設としてはこの南魚沼市のものが初めてだと、作る当時聞いたような記憶があります。瑞浪市があるけれども、これはあまり大きくないのだということで聞いた覚えがあります。これに対して今説明がありましたように、非常にいろいろなところでの不具合が10カ所以上。10カ所もあると

いうことは、これからの使用としてどうなるのかなという疑問があったかどうかお聞かせ下さい。

和田社会厚生委員長 先ほどの阿部議員からのお話にもあったわけですが、私はそこでちょっと言葉を出さなかったわけでありましてけれども、今後は専門的な技術の業務委託とあわせて、ごみの減量化なり分別化ということが大きな課題であろうと、こういうことであります。

岩野議員の言われたことについて、私どもも、確かにここに資料として8ページの他の施設の状況等も見ながら調査をしたわけでありましてけれども、まだまだ11月1日の委員会調査時点では、お示したこういうことが何故こうなるかとかこういうことで、今後についてまあまあ満足な調査は私はしなかったというふうに考えております。

ここにあるように、来年3月末までのいわゆる瑕疵担保期間ということでございますので、私は今後のもちろん社厚の委員の皆さんと相談をするわけでありましてけれども先ほど言った炉形式の違いか、あるいは故障等々が頻発していて、しかもこれについてはここにあるように、メーカーの設計上の問題があれば経費はメーカーがもつというようなことも先ほど答弁で出ているわけでありましてから。

ではその辺を環境衛生センターとしては、この2年間の修理等々はかなり精密に調査をし、しかも資料としてとってありますので、その辺も委員会として瑕疵担保期間が過ぎた後の、では経費についてはどうかということもきちんと休会中の調査でやっていきたいと、このように考えております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、ごみのことです。今、委員長の報告の中で、発注仕様書とそれから今の川崎技研の炉の形式について違うではないか、というような認識の発言があったわけですね。私の中では、この発注仕様書のガス化改質熔融式焼却炉というのは、今まで燃していたものをダイオキシンに対応するために高温の熔融炉という、熔融化をするという言い方でありまして。

そのなかの熔融式の中に3つの式があって、シャフト式だとか流動床だとかキルンだとかという中で、今、川崎技研のこの酸素式熱分解云々のというものは、そのシャフト式のひとつだというふうに私は認識をしています。ですのでこの発注書とこのことが、言葉が違ったからといってそこに問題があるというような、私は認識ではありません。けれども、どうも先ほどの委員長の報告を見ると、ちょっと違うではないかというような感じを受けたものでその辺をちょっとお聞きいたします。

和田社会厚生委員長 先ほど私が言ったように、私もこの炉の形式は100パーセント素人ではありますが、委員会に出された資料の仕様書と、入札後の事業計画の中の焼却炉の中心部の炉形式の字が違うことは間違いありません。したがって、これが大きな問題になるのか、何ら問題がないのかわかりませんが、これは担当委員会としてやはり一応認識は深めておく必要がある。

しかも私も委員長という立場で、もしここで質問を受けたときに困るということで担当課

長なり関係者に聞いてみたら、この違いについてなかなか説得力のある説明がなかったものですから。だからしたがって私は次回の委員会で調査をして、聞いてみたら何ら問題はなかったという報告になるのか、それはわかりません。いずれにせよそれは資料に違いがあったということだけ私は指摘します。

笠原喜一郎君 素人で、ということで課長に聞いたという話を今、しましたよね。それで課長ははっきりとした答弁はできなかったということですが、これはゆゆしき言葉だと私は思いますよ。この発注仕様書と実際今稼動していることが、そこに齟齬があるということを行っているというようなことだと私は思うのです。

そうではなくて、さっき言ったように、溶融炉という燃焼式をこの仕様書のものは言っているわけであって、そしてその中に3つの、私たちが議論した中では、流動床、キルン、そしてシャフトというなかのひとつがこれだということで、そこに何ら私はそのことにきちんと間違いはないとかそういうことを私はやはり担当課、担当の方からは、委員長が聞かれた場合にはそういうふうに言っていたことが、本当に当たり前だというふうに思っていますけれども。今の、どうも、というのは、私はやはり納得いきません。もう1回お聞きいたします。

和田社会厚生委員長 私は正直に委員会に出された資料の炉形式の表現が違うからこれは、それ以上の議論は委員会ではないから、社厚の委員会に諮って休会中にどうだという調査をしたいということを行っているだけで、何ら問題があるとかそういうことを一言も言っていないわけであります。実はここにメーカーからその・・・止めておきます。資料はあるのですが、これは調査していませんので。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時00分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議長 日程第6、平成18年陳情第3号「教育基金法の改定について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情、日程第7、平成18年陳情第4号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情」、日程第8、平成18年陳情第5号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情、日程第9、平成18年陳情第6号「難病医療費適用範囲見直しについての陳情」、以上4件を一括議題といたします。陳情第3号及び陳情第4号は総務文教委員会に、陳情第5号は産業建設委員会に、陳情第6号は社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので、審査をお願いいたします。

議 長 日程第10、第197号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

笹木信治君 7ページの別表2についてお聞きします。75歳以上の後期高齢者に負担を求めるわけです。1割ということではありますが、新聞報道などでは大体6万円くらいというように言われております。これは多分激変緩和措置、軽減措置が含まれている額だと思うのですが、これがなくなった場合どのくらいになるのか。多分6万円を大幅に超えると思うのですが、どれくらいになるのかお聞かせ願いたい。

それから各市町村の負担ですが、高齢者の人口割合ということでもあります。これは高齢者が増えれば増えただけそういう負担も増えるという形ではあります。その他に各市町村でいわゆる健康維持に対する、健康保険のさまざまな取り組みについての評価というようなものを料金に加算されるという話もあるのですが。例えば健康診断の健診率が悪いとか、あるいは今言われたメタボリック症候群ですか、そういう体質の被保険者が多いとか、たばこを吸う被保険者が多いとか。というようなことが多いと、いわゆる県の広域連合への負担金が、市町村の負担金が増えるというような話があるということも聞いております。そこら辺について2点ほどお願いいたします。

市民課長 保険料の件でございます。新潟県の広域連合の保険料は、これから75歳以上の方の医療費がいくらかかるか、そこから窓口の1割負担を引いた分の残った分の1割がいくらになるのか、そこら辺を勘案しながら今後広域連合の中で検討し、11月に開催される広域連合の議会の中で決定されるというような予定になっておりますので現時点ではまだわかりませんが、国レベルで言いますと、議員がおっしゃられるとおり6万1,000円くらい 6万2,000円くらいでしょうか、と言われておりますけれども、軽減がないとすれば7万4,000円くらいだろうというふうに言われております。

それからペナルティの関係でしょうか。内臓脂肪症候群に関して国は特定健康診断、それから特定保健指導というものを40歳以上の保険者に義務付けがされております。これは医療保険者が義務付けられるわけですが、これもこれが20年からスタートしまして、5カ年間の計画を作り、5年後にはそういう予備軍、そういう方たちを何割減らしましょうとか、健診後どのくらいやりましたとかそういう数値目標を立てまして、5年後にその数値目標をどのくらい達成したかということが評価されるわけです。

この評価で達成の程度が悪いと、上下10パーセントの割合で広域連合に納める支援金を加算、減算されるということになります。医療費総額を減らすという意味で、そちらの健康診断、保健指導等に積極的に取り組まなければならない。頑張ったところは負担金も軽減されるけれども、あまり努力しなかったところは負担金 支援金といいますが、支援金が増えますよという制度になっております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 私は第197号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について反対の立場での討論をする者であります。いわゆる後期高齢者医療制度は既存の国民健康保険や組合健保、あるいは政府管掌の現組合から高齢者を脱退させると。そして保険料、医療費の総額の1割を保険料として負担を求めるというもので、お年寄り医療への負担の増額であるということであります。

それだけではなくて、医療の内容の格差も生む危険性があると私は考えております。と言いますのは、高齢者、後期高齢者の医療について、診療の中身では診療報酬というものが違ってきます。いわゆるお年寄り向けの医療ということでありますから、医療に差がついてくるわけでありまして、私はこうしたことがやはり本当にお年寄りを大事にする政治というのが今、徐々に失われつつあるという感を強くしておりますが、ここでも、という感がするわけであります。

今ほどの担当課長の答弁にありましたように、現在6万2,000円程度と言われておりますが、この激変緩和措置が終わりますと、7万4,000円。1人当たりの負担が7万4,000円ということでありまして、これが介護保険料と共に年金から毎月引き落とされる。月1万5,000円以上の年金をもらっている皆さんが対象ですから、ほとんどの皆さんはいやおうなしに保険料を差し引かれるということになるわけであります。

私はこうしたことが、本当にこの日本の国を作ってきたお年寄りの皆さん、それに応える仕打ではないと考えております。今、このお年寄りの医療は、これから団塊の世代が増える中でさらに増えてくることが予想されております。これをにらんでこの料金改定も、介護保険では3年に1辺の改定であります。この高齢者医療では2年に1辺の改定となっております。つまり2年に1辺保険料の改定が行われて引き上げられるということになるわけであります。

私はこうしたお年寄り切捨ての高齢者医療というようなものはやはり止めて、本来の皆が助け合うという意味での国民介護保険の立場で進めていくべきと考えております。よってこの広域連合の設置については、その必要はないと考えておりますので反対をする者であります。以上。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第197号議案、新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第197号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第198号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第198号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第198号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第199号議案、魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

和田英夫君 この規約変更そのものはそうでいいと思うのですが、視聴覚協議会なるもののいわゆる存在価値といえますか。おそらくこれは私もかつて大和の時代に当時議論したことがあって、おおむねその中身はわかるのですが、今の時代で本当にこれが何が何でもなければいけないのか。今、行政改革ということでいろいろ言っているながら、かつての昭和のその時は確かに意義があったと思うのですが、本当にこれが今後も存続しなければならないのか。ご所見を教育長、お願いします。

教育長 ご指摘にもありましたように、かつては映画のフィルムを共同で整備したり、映写機を貸し出したり、あるいはその映写機の操作の講習をやったりというふうなことでやってまいりましたが、そういう視聴覚教材そのものは昨今大きく様変わりしてまいりました。ですので、従来のままの対応であれば、その存在意義は薄れてきているなど、こういうふうにいるところでもあります。

しかし一方では、今度はパソコンを中心としました教材というふうなものが主流になっております。これらをそれぞれの市町村あるいは学校でそれぞれ整備するということは、やは

りそれなりの負担も伴います。そういった観点でここで共同で整備して利用を図ると、供するということでは今やっているわけです。もうしばらくはこのような体制でいく必要があるかなと、こんなふうに考えております。

和田英夫君　そこで市長。今ほど教育長は、いわゆる今までのやり方でなくて、今度は今の時流のパソコンを利用しながらのひとつの目的だというふうに答弁されたわけです。おそらくこれと別に今は市内の小中学校には、かなりのほどほどのパソコンが設備をされておるし、あるいはまたこの視聴覚の関連であると、そういう施設にも整備されてきておるといふふうに推測するわけでありませう。

私は今すぐどうこうではないが、市長がかねがね言っている行政改革というようなことの中では、やはり今後いろいろな諸条件を勘案しながら、何が何でもこういうものをずっと残さなければならないというほどでもない、というような認識をちょっと教育長もされたわけですけれども。その辺で市長は、私どもの今の議論でどういうふうなお感じ方があったか。

市長　感じ方は、今、教育長が申し上げたとおりでありまして、それぞれ時代と共に変遷はしていくものだ。時代の要請がなければ当然そのときは廃止ということで結構だと思います。

ただ、今度は、今ここで可決いただきますと、市長村長はこの委員のなかから全くいなくなりまして、そういうことはあまり申し上げる機会もなくなるということ。教育長の判断に委ねながらやっっていこうということですが、むだなものを続けていくというつもりは毛頭ございません。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長　採決いたします。第199号議案　魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第199号議案は原案のとおり可決されました。

議長　日程第13、第206号議案　南魚沼市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長　(説明を行う。)

議長　質疑を行います。

牛木芳雄君　2点ほどお伺いをしたいと思います。特別会計ではこれが最後になるわけ

ですからお聞かせください。先般、この冬を前にして農林課が上ノ原の構内水の水量を調べたと思うのですが、その水量がいかほどであったか、まず1点をお聞かせいただきたい。

もう1点は、これを引き取るときに当時の大谷町長とその施設、5つの集落の組合があったわけですが、これらの組合と交わした契約書。昭和60年3月23日であります、この契約書はずっと有効であるということの確認。この2点をお願いしたい。

農林課長　それでは上ノ原の水量調査につきましては、11月28日に六日町の農林課の分室の方で行いました。ここにポンプとあります、3台あるわけあります。合計しまして248リットルであります。3号機のポンプが少し調子が悪いというようなことで、ここについては毎分300リットルだと思うのですが、少し足りていないというような状況が判明したところであります。

それから契約書でありますけれども、これは60年当時、5つほど管理組合があるわけあります、そこを個々に契約書を交わしております。それについては一応私もとすれば、平成19年4月1日からは、その契約については廃止という形をさせていただきたいと考えております。つまり市の方で責任をもって必要な揚水については保障していきたいということであります。

牛木芳雄君　まず1点の水量の件ですが、これは2トンの水量を揚げるというのが、今は250リットル不足ですから。これは構内水が減って、その分幹線水路から水を揚げているということでこれは了解するわけですが、ただ250リットルについてはいかにも少なすぎるわけです。9月でしたか、産建の委員会でもそういう指摘をしたわけですが、助役から減った水量については、今後検討していくという答弁いただいたわけですから、それに沿ってきちんとした対応をしていただきたい。

次にこの契約書です。この契約書の第2条の中に、特別会計を設置をしてこれを賄うというふうになっているのですが。これは今度ここで議決すれば一般会計はわかります。けれども、この契約書全体を破棄するというのは、これは行政の継続上うまくないのではないですか。課長、その見解をちょっとお聞かせください。

農林課長　1点目の水量の件でございます。協定した当時の水量と現在20年以上経っているわけありますので、まあまあ農地の減少等もあるわけありますから、先ほど助役の方からも必要なものは確保したいということありますので、足りない分については、西部幹線水路からの取水等も検討はさせていただきたいと、こう思っています。

それから契約書の2条に、2条とあります、契約書の中に、かなりの部分で特別会計という部分が入っておりますので、先ほど私は一般会計化されるということの中で、この内容ではちょっと契約書としてはおかしいかなということで答弁させていただいたつもりであります。これについてはもう少し検討させていただきたいと、このように考えております。

牛木芳雄君　これは当時の大谷町長と、各それぞれの集落の管理組合、あるいは当時は区の役員ですが、区長さんをはじめ大勢の役員が判子をつきながら契約をしたわけですから、全部を廃止なんてだめですよ。それは例えば特別会計を一般会計と読み替えて、それはそう

であればいいのですけれども、これを廃止するなどということはね。各関係集落の皆さんに説明会をしたと。それぞれの皆さん方から、各組合長から判子をもらっています。これはコピーをもらいましたからわかりますけれども。こういう説明はしましたか。多分していないと思うのです。契約書なんて、これはいつまでの期限を切った契約書ではないわけですから、これはきちんとこの精神は守っていただかなければならない。私はこのように考えておりますが、もう1度お願いします。

農林課長 先ほど牛木議員の方から言われたとおりであります。この中に先ほど言ったように、字句のかなりそぐわない部分、またそれから第7条には、今はもうないわけですが「日本鉄道管理局」というような部分も入っております。そこら辺については見直しをさせていただいて、また集落の方と検討させていただいて、適切なものにしていくということでもた協議をさせていただきたいと思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

牛木芳雄君 賛成です。私はこの206号議案に賛成の立場であります。一言申し上げて議員各位からご賛同いただきたい、このように思っているところであります。説明にありましたように、これは西山一体を貫通する当時の国鉄上越新幹線のトンネル工事に伴いまして、地下水あるいは湧水が枯渇をしてしまった。このための補償工事の施設を維持管理する特別会計であります。

思い起こせば私が高校を卒業して就農をした数年経った頃でありました。正確を期すために小栗山村史を参照しますけれども、これによれば昭和48年4月であります。小栗山の上ノ原にある田んぼに水が来なくなったわけでありまして、まず34アールが作付けできなくなりました。そして翌49年、上ノ原全体の耕地面積17ヘクタールが、作付け不能となりました。村中が大騒ぎになったわけでありました。

原因は先ほど申し上げましたように、湧き水あるいは地下水、これがトンネル工事によって枯渇をしてしまったわけでありまして。この地下水や湧水に頼っていたこの水田あるいは生活用水 生活用水も入っているわけでありましてけれども、これの不足。区でもてんやわんやの大騒ぎになって、当時、新幹線対策特別委員会を設置して、そしてこの問題に取り組んできたわけでありまして。

これは小栗山集落だけに限ったことではなかったわけでありまして、六日町では西山一体5集落に及びました。関係集落と共に当時の町を通じて、あるいは町と一緒に鉄建公団と交渉し、10数カ所の施設を公団の責任によって作ったわけでありまして。そして公団が管理運営をしてきたわけでありました。

昭和49年11月であります。最大の施設であります上ノ原ポンプ場と関連の施設が、当時のお金で約3億円かけて完成し、ようやく翌50年4月から水田に作付けが可能となっ

たわけであります。以後昭和54年の5月にかけて5集落13の施設が作られました。

そして昭和60年3月であります。先ほど申し上げました公団もそうそう長くこの地で管理をしていかれないということで、将来の維持管理費を前払いして清算をする。渡し切り補償というふうでありますけれども、これで地元で引き取ってもらい維持管理をしていただきたい、こういうことの提案があったわけであります。引き取った施設もあります。ありますけれども大半は拒否をして、町がこの中に入りまして、町の責任においてこれを一括引き取って、この揚水維持管理の特別会計を設けて、このお金を基金として維持管理に今まであたってきたわけであります。

この特別会計の原点は、水は水をもって返す、これであります。新幹線のトンネル工事によって生じたこの被害。この被害補償とは言いながら先人たちが町と一緒に努力をし、粘り強い交渉をして勝ち得た、回復し得た水であります。努力をして回復し得た水であるわけであります。

このことは9月7日の産業建設委員会の中で、17年度の揚水の特別会計決算の中でも荒井農林課長に確認をしたわけでありまして、また同じような趣旨で11月2日の産建の委員会の中でも井口市長に同じ意味でも確認をしているわけであります。

私は今後一般会計に移るのはやむを得ない、このような考えであります。しかし、この原点をいささかも忘れることなく管理運営をしていってほしい。当然のことながら地元住民が不安を抱くようなことがあってはならない、このように思っています。

昭和49年の稼働から32年、長い年月が経ちました。社会情勢や経済情勢、そして農業情勢の変化もあったわけであります。六日町の地域の議員の皆さん以外の地域の議員の皆さんからも指摘をされているところでありまして、一部の市民の皆さん方からも、特別会計として持っていること自体、これも指摘をされているわけであります。あるいは近隣の変化等々であります。一般会計への移行はやむを得ない、このように考えているところであります。

繰り返しになりますけれども、水は水でもって返す。この原則を忘れることなく今後とも運営をしていくよう、一言申し上げ、議員各位もよくご理解のうえご賛同いただきたい。このように思っております。討論を終わります。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第206号議案 南魚沼市特別会計条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第206号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

(午前12時03分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時15分)

議長 日程14、第201号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 お諮りいたします。ただ今、議題となっております第201号議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第201号議案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 揚水基金の基金についてお聞きします。結局今回出し入れをしてゼロにするわけですが、考え方として基金は一般会計に繰り入れたわけですが、相殺しないかぎり戻したのでしょうか。要は確実な方法でその基金をまた積み直すことができたかどうかについての財政状況について、お聞かせいただければと思います。

財政課長 揚水会計の特別会計でございますが、基金の関係もございまして私の方でお答えをさせていただきます。揚水会計、5億4,000万円、平成7年の年でございますが、一般会計でその時点で高額の借入金があったということで、それを繰り上げ償還をするために積んでおくよりもそういう方が得だというようなことで、基金を一般会計から借り入れて、一般会計では高率の借金の返済に充てたと。

年々、本来は剰余金などを積んで返していけばよかったのですが、国の経済情勢あるいは社会的なそういった経済情勢で、なかなか返済がいかなかったということでそのまま現在にきております。

今、一般会計の方のまた補正予算にも絡みますが、一般会計で返すということはできませんので、一般会計で今ある財調基金をいったん取り崩して揚水会計に返して、揚水会計で積み上げて、今まで残っている2千何万円ちょっとあるのですが、それと合わせてまた下ろして揚水会計の基金から一般会計へ繰り出すと。一般会計ではそれを受け入れてまた財調に積みなおす。というようなことで、そういう流れの中できちんとした切り替えができるということではないですが、財調の方には確実に積むという一般会計の補正予算の内容になっていますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第201号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第201号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第202号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第202号議案は社会厚生委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第202号議案は社会厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長 日程第16、第203号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

笹木信治君 本補正とは直接には関係ないのですが、財政計画、それからいわゆる公債費比率の適正化というような計画があるわけです。そうした中でこの下水道事業がやはり一定の財政上の大きな重しとありますが、そういう傾向もあるわけでありまして、25年までをめどに完成させたいという計画ですが、これは財政計画やその他公債費比率の適正化というようなことから、私は若干繰り延べというようなこともやるべきだとは思いますが、そうした必要がないのかどうか。そこら辺の見通しをひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 実質公債費比率23.5という結果を受けまして、改めてこの下水道も含めてすべての事業をそれぞれ精査させていただいたわけでありまして。現在のところ下水道事業について大和地区22年、塩沢、六日町地区25年の完了計画に変更しなくてもやっていけるだろうという予測が立ちましたので、現在はこの完了計画にのっかってこれから工事を進めていくということでございます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 　　ただいま議題となっています第203号議案は、産業建設委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第203号議案は、産業建設委員会に付託することに決定しました。

議長 　　日程第17、第204号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 　　(提案理由の説明を行う。)

議長 　　総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 　　ただいま議題となっています第204号議案は、産業建設委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第204号議案は、産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長 　　日程第18、第200号議案 平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 　　(提案理由の説明を行う。)

財政課長 　(説明を行う。)

議長 　　質疑をおこないます。

腰越 晃君 　　25ページ、3款民生費、放課後児童対策事業についてお伺いをいたします。関連する質問になりますがよろしくお願ひいたします。学童保育については、厚生労働省の事業ということでやっていると、そういう状況だと思います。文部科学省の方から来年度については、文部科学省も放課後関係の事業を開始するというような方向性が打ち出されており、文部科学省については、もうすべての小学校でやるというような方向性ではなかったかというように記憶をしていますが、次年度に向けてこの放課後児童対策について、市として具体的に方向性が出ているのかどうか。そのところを確認したいと思います。

あと27ページ、可燃ごみ処理施設費これに関連して市長に1点お伺ひしたいと思うのですが。午前中、社会厚生委員会の調査報告もありましたし、我々もこの間、調査をしたわけ

ですが、非常に事故等が発生をしていると。それとあと管理内容については十分であるか。なかなか技術的に高度なものなので、その管理についてはどうもうまくいっていないような話を我々は伺ったのですけれども。

こうした未完成の技術で運営されている施設であります。一步間違えれば非常に有害物質等を含んでいるガス等が施設内、施設内は外気と通じておりますので外部に放出されるとそういった危険性も危惧されます。そうした中で一番大事なのはやはり危機管理、リスクマネジメントではないかなというふうに考えております。これを基本に置いてやはり今後の運営を図っていただきたい、行くべきであろうと私は考えております。

いろいろ委託等の問題も出てきますけれども、細かい問題は置いておいて、こうした現在の溶融炉の危機管理について市長はどのようにお考えになっているのか。今後またこの危機管理についてはきちんと整理していくお考えはあるのか。1点お伺いをしたい、そのように思います。

それから3点目ですが33ページ、大原運動公園整備事業費2,800万円という非常に大きな減額になっています。今ほどの説明では内容がちょっとよくわからなかったのですが、どうしてこれだけの減額になったのか。それから当施設については、国体それからインターハイも開催が決定したというお話を伺っております。それ以降について、あのテニスコート20面という、非常に南魚沼市というレベルから考えればもったいないような大きな施設になるわけです。国体以降どのような運営を行っていこうと考えておられるのか。その辺のところについて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

市長 腰越議員の質問にお答えいたします。2点。このいわゆる溶融施設の危機管理ということではありますが、当然ですけれども危機管理をきちんとやっていかなければならないわけでありまして、私の認識ですと、あの機械等が内蔵されております施設は、ほぼ密閉性でありまして、例えば、大爆発でも起きれば別ですけれども、若干のそういう漏れ等が外部にそうそう拡散するという恐れはそうないものだというふうに、まず認識はそうしてあります。

ただ、そうならっては困るわけですので、それこそ専門的な見地も含めて今、川崎技研と来年度からの維持管理について、具体的な協議に入ったところであります。私どもの方から提案申し上げまして、川崎技研がそれを検討してまた持ち帰ってくるということでありまして。要はその技術職員ですね、あそこがわかる、実際にその機械の流れ、構造、内容等がわかる技術者をやはり数名そこに常駐させていただいて、限定的にその部分とかそういうことを管理委託していこうかと、今そういうことで協議をしているところであります。そういうことも含めて、今おっしゃったように何か事故があってからでは遅いわけでありまして、その前にきちんと手を打てるような体制は構築していきたいというふうに考えております。

大原運動公園のテニスコートでありますけれども、国体後、これはどの施設も国体後がやはり大変になるわけでありまして。国体の後がインターハイだったか、そうですね、それがあ

ったりそういうことで全国的に相当知名度が上がるわけでありますので、それを上手く利用してやはり地元の振興に役立てていく。についてはやはり大勢の方からおいでいただかなければなりませんので、そういうことも含めてこれからの大きな課題ではありますけれども、この国体を一つの契機として、いわゆる大原運動公園全体のレベルアップを図っていきたい。でき得れば将来的ではありますけれども、あそこに野球場の建設もやっていきたいというようなことではありますので、それらを総体的に全国に売り出していこうとこういう考えであります。

子育て支援課長　それではもう1点の学童保育の関係と子供プランとの関係であります。現在学童クラブは、市内に18年度で8カ所あるわけですが、19年度においては10カ所になるということで、学童保育を中之島にも開設をするという方向で進んでいます。これは放課後児童健全育成事業という事業名の中で学童保育をやっているわけですが、働く保護者の支援を主体的にやっている事業で、厚生労働省の主管事業ということになります。

その後、文科省の方で出されました、全学校区を開放して子供プランと称してやるという事業が新たに打ち出される情報があるわけです。この部分と学童保育事業という部分は全く異質な問題でありまして、市といたしましては当面は学童保育事業の充実を図って取り組んでいきたいということでございます。以上です。

都市計画課長　それでは33ページの大原運動公園の事業費の件です。まず補助対象事業と単独事業に大きく分かれます。補助対象事業としましては、2つの契約締結を結んでおりますけれども、内容としましては舗装、擁壁、それからフェンス、排水工事、植栽、縁石と。もう一つの契約の方がピーシー造の平屋建てのトイレということで、当初4,200万円の事業費を見込んでいました。結果的には4,200万円の事業費が3,000万円で一応上がると、こういうことではあります。

この中身ですけれども、請負費の当初見込みがちょっと大きかった点と、あと事務費の中で補助対象事務費の中で人件費を計上しました。それらもあいまりましてこの部分の補助対象事業費が減額になったと、そういうことではあります。

もう1点は、上段の6面につきまして改修工事は100パーセントといたしますが補助金が付かない事業で、合併特例債の対象事業として施工をさせてもらいました。この中身としましては、既存の基盤の作り変え、それから砂入りの人工芝、これは4,044平米であります。これにつきましても工事費が当初の見込みよりだいぶ安くあがったと。これがあいまりまして2,800万円ちょっとの減額という中身でございます。以上です。

岩野 松君　11ページとそれから25ページの生活保護費についてです。非常にたくさん減額になっております。それで思ったより伸びなかったという今、説明がありました。申し込みはどれくらいあって、そして結果こういうふうには伸びなかったということが、もしわかったらお聞かせください。それと昨年度と比較をしてどれくらい伸びを見込んでいたのが伸びなかったということなのか、お聞かせください。

そして生活保護費が減らされるということは、考え方によれば住民の生活そのものがそれ

なりにいいというふうに考えてもいいのかどうということなのか。最近マスコミでは、申し込んだけれども認定されない、申し込みさえも受け付けない自治体もあるということも聞こえてきています。そういう事例があるのかないのかもちょっとお聞かせください。

2点目は可燃ごみの手数料業務委託料の減額についてです。これは思ったよりごみの回収が少なかったので減額できたというふうに解釈していいのか。ちょっと説明がなかったのでお聞かせください。可燃ごみの処理については先ほどの方がしましたのでいたしません。

それともう1点は、都市計画課に入るのか管理に入るのかちょっとあれなのですが。実は住民の方から大和町の駅のシンボルになっている時計がずっと止まりっぱなしになっているけれども、もし、大変だったらカバーをかけるなり何なり。止まっているとやはりちょっと錯覚してしまうという苦情が、私の方へ来たのです。昨年やはりその方は担当の方へ下がり、下がり。合併の後だったものでどこに行っていかわからなくて、ずいぶん探して言ったそうですけれども、なっていないという言い方をされました。私は最初それがどこにあるのかわからなかったのですけれども、夜になると非常にきれいな明かりが点いてわかりましたが、時計はやはり止まったままになっていました。そういう施設についての対応というのはどうなるのかな、ということでちょっとあれが違うかもしれませんけれどもお聞かせください。

福祉課長 それでは私の方から生活保護の関係の説明をさせていただきます。まず相談件数でございますが、平成17年度に70件ございました。そのうち新規で保護決定になったのが12世帯ということで、17パーセントほどになっております。18年度につきましては、今現在64件相談がありまして、そのうち10件が保護決定になっているということで、16パーセントほどの相談に対しての決定というふうな状況でございます。この率はだいたい変わらない、国の方でも確か15パーセントぐらいと言っていましたので、それは大きな差はないというふうに思っております。

それから保護世帯の推移でございますが、昨年18年の1月31日現在で68世帯、今年度10月末で71世帯ということで、おおむねこのぐらいの世帯数で推移をしております。昭和60年でいきますと87世帯、ここの辺がピークで平成9年には49世帯まで下がっていきまして、その後、少しずつ上がってきて今の状態になっています。ここしばらくはだいたい70世帯前後で推移をしているというふうな状況でございます。

それから保護費の見直しの関係でございますが、確かに最低生活費を保障しようという考え方でございます。そういった中で今、国の方では社会保障制度全般について見直しをし、またその年金の額等との比較をしながら検討をしているようでございまして、具体的には高齢者加算だとか母子家庭に対する加算の見直しがされているというふうなことでございます。そういったことは社会全体としての見直しというふうなことになるかと思っておりますので、私どもはその法律に基づいて実施していくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから申し込みの関係で、申し込みをしたけれど申請をさせなかったというふうなことはございません。ただ、その相談があった段階で、生活保護はどういう方が対象になるのだ

というふうな説明をさせていただく。そうするとよく話を聞いてみますと、貯蓄があったり、財産があったり、それで当面はがんばっていただくというふうなことで申請に至らないというケースが主でございます。以上です。

環境課長 可燃ごみ手数料の減額でございますが、今まで広域の方では指定袋の改定があった場合は、袋の回収といいますか古いものと交換でもって、お金を支払ったもの等をまた引き取るということで手数料を差し引きしていたわけですがけれども、今回は袋を指定袋改定分を交換という扱いにいたしましたので、それに伴って手数料も当然改定してありますけれども、減になったということで差し引きこの金額の減額になったということでございます。

都市計画課長 浦佐駅のモニュメントの時計が、駅の東口に設置をされております。これにつきまして具合が実際悪くなったのがいつの時点というのは、はっきり把握はしていませんでしたけれども、大和庁舎の建設課の方に市民の方からそういう連絡がありまして、大和庁舎の建設課の分室の方で対応をした経緯があります。

それで当然業者から見積りをもらいまして、どこがどうでいくらかかるというのが見積もられて来たのですけれども、その中でそのお金で時計が本当に直るのかどうかというひとつ心配な点がありました。この補正予算で対応をしようと考えたのですけれども、今一度その時計の不具合の精査をやりまして、本当に間違いのない、できるだけ安いお金の中で修繕をやりたいということで今回の補正を見送った経緯があります。承知はしております。

岩野 松君 いろいろありがとうございました。生活保護の問題ですけれども、昭和60年代の頃の方が多かったと。今の方が減っているというのは、基準が厳しくなったということは考えてよろしいのでしょうか。ちょっと私もそこを勉強不足であれなのですが。

それともう1点は大和町のその時計ですけれども、確かに昼間は全く私自身あそこへ行かないこともないのですけれども、なかなか見落とす場所であってわからないのです。たぶんもう昔のことで、新幹線ができた時に記念として作られたものだというふうに考えますが、今まではずっとあの時計は可能だったというか動いていたのかどうか。たまたま大和町の方でするのでお聞きしますが、可能だったのかどうか。私たちが通っても、誠にあまりに上の方でこうやって見上げなければわからないような場所だったもので、遠くから見るとわかるにしてはちょっと小さくて見えないのかなという思いもありました。時計を重点に置くのだったら、私は別の位置の方がいいのかなという思いもあるのですけれども、そこら辺の詮議などもしわかったらお聞かせください。

福祉課長 生活保護の件数につきましては、60年以降大きな制度の改正はございませんので基本的な考え方は変わっておりません。件数が大きくかわるのは、どうしてもやはり経済情勢が大きく影響するというふうに思います。平成9年あたりだとやはりバブル期でそういった収入が簡単に得られたというふうなこと。その後経済の悪化に伴って徐々に増えてきたというふうにとらえております。以上です。

都市計画課長 その何といたしますか、モニュメントの時計の位置がどうこうというのは、ちょっと今のところ位置が悪くて別の位置に移しかえるというふうな考え方は、私自身は持

っておりません。それで管理する立場としまして、いつからその不具合が生じたのかというのが、私自身ちょっと何と申しますか、今回のその市民の方から大和庁舎の方へ一報が入った時点で初めてその具合の悪いのを知ったと。そういう状況ですのでいつからその具合が悪かったというのは、ちょっと今の時点で把握はしておりません。

宮田俊之君 1点お願いいたします。21ページの電算情報管理一般経費についてお伺いいたします。以前も同様のお話を伺ったのですけれども、私はその時に、できれば端末機器を共同使用して、なるべくスリムな契約をしていただきたいというふうなお話をさせていただいたのです。これがまた補正で改修等ということでこうあがってきてまして、本来こういったものを当初で契約する場合、トータルでどの程度のコストがかかるのか、というのを考えて入れていくべきなのではないのかというふうに私は思うのです。

その時質問した内容のシステムと、今回ののが同じかどうかはわかりません。説明がなかったのでもわかりませんが、よく当初予算ではかなり低い金額で契約をしておけば、後から業務委託が入るのでということ、いろいろなメーカーさんの考えがあるようです。これが当初予算であることは、もう最初から見込まれていたわけではないと思うのですが、この経緯についてちょっとご説明いただかないと、金額も大きいですし数字もきれいに並んでおりまして、どういった内容なのかをご説明いただきたいと思います。

企画情報課長 先ほど財政課長が説明を申し上げましたように、これは来年からの部制をしく組織の機構の見直しにかかる経費ということでご理解をいただきたいわけでございます。今ここには3項目ございます。委託料、工事費それから備品の購入費ということでございまして、すべて来年からの機構の見直しにかかる経費でございます。したがって当初の段階ではこれは計上されていなかったということでございます。

まず委託の関係でございますけれども、これも先ほどから申し上げておりますように機構の改革の見直しにつきまして、それぞれの電算システムの改修を行うということで委託を考えておりまして、財務関係の関係、あるいは申請業務の関係等々でございます。

それから工事費でございますけれども、これもLAN工事ということで、本庁舎あるいは畔地の方に浄水場といいますか、向こうの方に一応企業部が考えられておりますので、そちらの方とのLAN接続工事というふうにご理解をいただきたいと思います。

それから備品の関係でございますけれども、パソコンのそれぞれの購入でございまして、ここでは今まではリースという話もありましたけれども、今回は備品購入ということでパソコン、あるいはそのパソコンを置く台というものを購入させていただきたいということで計上させていただいたところでございます。

宮田俊之君 わかりましたが、簡単に聞きますと、これは1社に対してこの3本の契約を出すということなのでしょうか。

企画情報課長 当然私どもは見積りをいただいて、それを中で査定しながらこの予算を一応お願いをしたわけでございますけれども、当然これは実施にあたりましては、もう一度精査をいたしまして極力安い方法で、ということをお考えたいと思っておりますのでよろしく

お願いいたします。

樋口和人君 2点お願いしたいのですが、まず27ページの地盤沈下低減対策検討調査委託料という項目です。地盤沈下しないようにということ进行调查してもらうのだと思いますが、先ほどの内容をもう少し具体的にちょっと、委託の内容とといいますか、こういった方向でその検討をしてもらうのかお聞かせいただきたい。

それから35ページの10款小学校費の一般備品の購入費、スノーモービルの件です。これも一般備品を購入するにあたって指定寄付をしていただいているということですが、一般備品ですので基本的には学校の備品で、教育のもので市の方で支度をする、用意をするということだと思います。けれども、たまたまスノーモービルがあるけれども1台欲しいですとか、そういったことでわざわざ指定寄付までして買ってくれという話なのか。あるいは、今持っているものがぼろぼろで使えないけれども、なかなか市の方で対応してもらえないからまあ自分たちで少しでも、という方向なのか。ちょっとその辺をお聞かせください。

環境課長 環境省の方で今回、南魚沼市での地盤沈下が平成17年度、今年度も全国一番になることが行政資料にのりました。それから調査項目でありますけれども、地下水の利用の特性の解析、それから地盤沈下発生特性の解析、それから地盤沈下利用特性と地盤沈下発生特性の関連性の解析、それから地盤沈下発生特性を考慮した防水対策の解析。それから総合解析として今後の対策についての解析ということで63年から2年間ほど、国もそれから県も調査をいったんしましたけれども、今回この2年の豪雪による検証も含めて今回対応をするということになります。

学校教育課長 小学校のスノーモービルの関係であります。さきほど財政課長から話がありましたように、第二上田小学校の方にスノーモービルを購入するという内容であります。それでご質問の内容でありますけれども、第二上田小学校におきましてちょっとスノーモービルが古くなっていつも故障があるとそういった状況の中で、100周年記念で大きく頂いた中で子供たちにと、そういうご意思でスノーモービルを購入したいという内容であります。

議員さんが言われるように、このスノーモービルについては市の方で順次購入していくという内容でありますけれども、予算的に見ますとかなり高額であります。また、現在のところ除雪機 去年は大変豪雪になりましたけれども、除雪機自体の方にまだ整備がいないものですから、スノーモービルの方になかなか予算が回らないと。除雪機の方を優先的に今、整備していると。そういった状況の中で第二上田の方ではそういったご寄付もあったので、できれば子供たちのためにと、そういうふうな形で今回の予算内容となっております。

樋口和人君 地盤沈下については、検証、検討もずいぶんやってこられたわけですので、今後はやはり「ではどうするのだ」というところを進めていく方向で、またぜひ前へ進むような形をお願いをしたいと思います。

もう1点スノーモービルの件につきましては、やはりたぶんこれは冬場の授業で距離スキ

ーなどをやるコース作りのために使うものだと思います。そんなことで各学校にやはりこれは必要なものだと思います。財政が厳しいのもわかりますけれども、やはり寄付をしてもらわないとなかなか買ってもらえないという方向になってしまうと困りますので、その辺は順次計画的にまた進めていただくようお願いをします。

若井達男君 市長にお伺いします。先ほど腰越議員の方から大原運動公園の整備事業についてということで、その中に大原運動公園のまた使用等について国体またインターハイに、それぞれそういった方面を考えておるということは、それはもっともだと思います。私もこの大原運動公園につきましては、9月議会で野球場建設を含めた中でやはり考えていかなければならないというふうに言ってきております。

今、ドーハではアジア大会を開催中でございます。レスリングでは昨日、金が3個、銀1個と。この合宿は栃窪峠を越えたすぐ山の裏のところで行っております。まあその成果とはいいませんが、やはりここから世界のレスリングが出ております。あわせてサッカーワールドカップの合宿所も当間サッカー競技場を使って、ワールドカップの中には出場した各国が素晴らしい成績を残していると。

それで来年は、世界陸上が大阪を主体として開催されることになっています。今、当市においてもその大阪陸上競技に向けて、陸上競技のできる分野、できる種目の合宿受け入れはどうかということで話がきておるかどうか。その点、市長の耳に入っているかどうか、まずその点をひとつ市長の方からお聞かせいただきたい。またその後1つ質問させていただきます。

市長 来年の世界陸上大阪大会の際に、タンザニアだったかエチオピアだったかどっちだったか。エチオピアですか、タンザニアですか、の選手団の合宿もかねた受け入れといいますかそういう部分をここにどうだという話は、非公式にまいりました。が、先般メールで私宛に正式に、いろいろ協議をしたけれども駄目だったと、断念しましたという話がまいりました。

協議をした結果またご相談に応じますので、ということは申し伝えていたのですけれども、陸連等との協議の中で断念をしたということでありましたので。4～5日前でしたかそういうメールが入ってございました。以上です。

若井達男君 確か市長のおっしゃられることだと思います。しかしながらこの取り組みをいまま少し早く取り組んでいたならば、極端なことを言うと陸上競技場は当市には公認はございません。しかし、この六日町の地や大和、塩沢の地に宿泊施設としては、それなりの設備が備わっています。前回も申し上げましたように笹山公認陸上競技場そういったところへの輸送は十分に可能でございます。

あわせて今整備されたこの大原運動公園は多目的グラウンドもあります。そういったことでこの地域の活性化、やはりこの地から 再来年は北京オリンピックです。陸上世界大会、陸上大会の次はオリンピックです。そしてこのアジア大会は、オリンピックの間を2年間の中を縫った中でアジア大会、オリンピック、4年の中で繰り返しております。そういった取

り組みこそが、やはりこの地域の活性化、地域の売り出しであるというふうに私は考えております。

これから、これは今回で終わりに限ったことではございませんので、やはりいち早い情報のキャッチとしてそういったものに取り組んでいく姿勢が、この井口市政のまた2年後の折り返し地点、その後また出発ではないかというふうに私は考えております。今一度、答弁のほどをお願いします。

市長 いつもアンテナは高く張っているつもりではありますけれども、なかなか世界情勢ともなりますとそうそう簡単に入ってきませんが、そういうお話が入ってくる時点では積極的に対応をしていこうと。今回も今ほど触れましたように、ではどういうことをどうするんだと。そこをまずきちんと整理をして、そしてまたご相談くださいということでしたけれど、残念ながら断念をするという方向でしたので、あきらめましたけれども。常に今おっしゃったとおり、それぞれこの地域の活性化のために何をなすべきかということだけは、一生懸命考えながらやっていきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

和田英夫君 29ページの昭和48年・53年度の農業構造改善事業の返還金。これをちょっと補助金の返還を詳しく説明願います。

それからこれは市長に聞きたいわけですが、35ページに小学校、中学校の大規模改修事業の設計があがっているわけで、これはこれで私は反対ではありませんが、市長は大和の地域審議会との懇談会で小学校の再編ということを考えたいと、こういう言い方をして、私はそれでそういう方向だと思います。

それでやはり大規模改修は急ぐものからしなければならぬわけですが、将来的にはやはり。私も、今は保育園、保育所はある程度で現状だが、小学校はやはりスクールバスの完備、送迎によってある程度再編の方向だと思うのですが、こういうふうな大規模改修を進めながら、しかしやはり再編の姿というものを作りながら、このくらいの改修費が膨大になったのは、再編統合とかあるいはこのくらいのものは その辺のいわゆる行革なり健全財政の面から一緒に考えていくべきではないかと思うのですが、その辺の考え方を。この補正予算はこれですが、将来的にはやはりそういう再編も一緒に絵を描いていくべきではないかという気がしますのでお願いをします。

それからこの補正には直接関係はありませんけれども、高速の大和インターのETCが恒久化になったということです。先般も地元で本格的な侵入道路の説明会なり地権者の協力をお願いしたわけで、それはそれでいいわけです。たまたまあそこに消防大和分署があるわけで、いわゆるヘリポート。どうもヘリが来ると茗ヶ沢浦佐線なり、その高速の下り線なりを現状では交通止をしていると言うような話。これは専門家がいますから。その辺で支障がないのか。これはなんでもなければ我々は安心をして、ETCの恒久化というものはもちろん喜んでおります。以上です。

市長 小学校に限ったことではありませんけれども、市内の小中学校の再編といえますか統合といえますか、これについては当然考えなければならない問題ではあります。

とても3年、5年の間に打ち出せるという今状態ではございません。3年やそこらでここをこういうふうにしてここを統合しよう、ああしようなどということはとても。ただ、五十沢については今、1つの方向を打ち出して地域の皆さんにご理解を得るべく、それぞれ説明に入ったり、来年度は今度は地域をあげての説明、あるいは地域の皆さん方のご要望がいかにあるのか、どの辺にあるのかという部分も確認をしながら進めていかなければならないわけです。

そこで例えば五十沢につきましても、具体的にもうそういうことをあげおっても、まだ統合をして新しい学校に入れるまでの期間というのは、相当向こうになるわけです。もしそれが実現したとしても。その間、いわゆる耐震不足で危険な校舎に子供たちを入れておくわけにはいきませんので、五十沢小学校についても19年度設計、20年度に耐震補強をしようという予定を立てているわけであります。

ほかの学校も同じでありまして、この大規模というのはほとんどが耐震部分でありますから、これを放置して将来統合するかもわからないからかまわない、などというわけにはまいりません。これはこれ、再編は再編というふうに分けてお考えいただきたい。

いずれはやらなければなりません。非常に子供の数も減っておりますし、それから合併をしたわけですから地域の一体化という部分も含めると、大和、六日町、塩沢という区域にこだわってられないということも出てまいります。いずれは手をつけながら皆さんの理解を得ながらやっていかなければならないわけですが、まだ具体的にではいつ頃から再編についての検討を始めるかというのは、教育委員会とも相談もしておりませんし、今後の課題というふうに、今はまだ認識しているところであります。以上でございます。

農林課長　それでは29ページ、昭和48年・53年度の構造改革の返還金であります。これはJA塩沢さんの管内のライスセンターということになります。このライスセンターにつきましてもは県の事業で行ったということで、県に対する返還であります。当時、塩沢町は付け足しをしていないということで、全額県返還になるわけであります。

一応、平成2年度に塩沢町にカントリーエレベーターを整備したというような関係から、ライスセンターの利用が激減してしまったと。それからしばらく経ったわけではありますが、塩沢町ではそれを廃止したいというようなことで、塩沢農協からの強い意向で県と相談をさせていただきまして、返還をしていただくということになりました。

企画情報課長　大和インターの関係の、消防のヘリポートの関係でございます。先般、和田議員さんがどちらかの会合でちょっとそのお話をされたということで、私の方に伝わってまいりまして、その対策を今、考えているところでございます。

基本的に今現在の形は、上下線の県道からの乗り入れが別々になっているわけですが、将来的には、今は実施設計の段階でございますけれども、来年からの工事に際しましては、県道からの入り口は一本化したいということで消防署側の方の、現在の下り線側ですね、その乗り入れ口の方に統一をしたいという考え方を持っております。

そうしますと大和分署の脇にヘリポートがあるわけございまして、例えば緊急時にヘリ

が発着をするということになりますと、そのインターへ行く接続道路が遮断をされると。一時的に交通ストップということにもなりかねないわけでございます。将来的には当然基幹病院等々の関係で、何年か先に基幹病院が設置されればその屋上あたりにヘリポートが設置されるという可能性があるわけでございますけれども、それは先の話でございます。これからその消防のヘリポートを移設をするかどうかにつきましては、これはちょっと検討をさせていただきたいと。

というのは、なかなか脇に都市開発公社の土地がかなり空いているのですが、あそこにしたしますと高速のインター側の方に接近をしてしまうということ。かなり本線の方に接近をするということになり、それもどうかという考え方もありますので、ちょっと慎重に対応をさせていただこうということ。インターの正式の乗り入れ、大型車の乗り入れになりますのは2年後でございますので、その間に私どもの方でちょっと研究をさせていただきまして、適当な場所を選んで移設をしていただくか、どうするかちょっとその辺は対策を講じてみたいというふうに考えております。

なお、今年、県の地域振興部の方で、塩沢の旭橋のすぐ下流なのですが、こちらの方にヘリポートが設置をされることになっております。この冬もうすでに使えるような状態になるのではないかという話を聞いておりますので、その辺も抱き合わせをしながらどの地域にそのヘリポートの設置がいいのか。その辺も含めてこれから検討させていただこうということでございます。

和田英夫君 ETCのインターの関係です。ということはいいいことなのではございますけれども、そこまでのヘリのことまでは置かないでやられたということになると。すでに地元の関係者にも図面を示しながら それはそれで間違っていないが、示しながら一応話をしている中で、今度はこれが出てきたということになると、私はある程度早急に消防なり関係機関と検討して、その構想が、インターのETCが後退することのないように、ひとつ間違いないこととやっていただきたいと思うわけです。どこかうまい、早急にひとつ検討してもらいたいのですが。

市長 ETCインターが後退することだけはいたしませんし、ヘリポートも。以前に私も広域連合時代にあそこにヘリポートがあるということを承知しております。このインターとは関係ありませんけれども あそこでなければヘリポートとして機能しないのかということで、いやそういうことではありませんと。あそこへちょうどよくあったからある程度。ですので、どうしてもあそこに必要だということではないということも、これはその当時から理解しておりました。支障があれば移設なり、他の場所にこれを設けてもらうなりということをしながらかんこくをしいたいということで、インターの方の後退には一切結びつけません。

笹木信治君 2点ほどお聞きをします。1点目は市税ですね。これは当初の計画から見て法人税が5,000万円ほど伸びているという報告があったのです。内容についてちょっと教えていただきたいのですが、全体的に伸びているのか、あるいは特定のいくつかの企業、

あるいは食品であるとか繊維であるとか弱電であるとか、そういうふうなことをもう少し具体的にお聞かせを願いたいと思います。

もう1点は8款の市営住宅の管理についてです。もちろん規定はあるのだと思うのですが、これは実例ですが、生活保護を受けている方が市営住宅に入居されていたと。一定の事情があって保護を打ち切って他へ引っ越したという具体的な例があるのです。その場合に引越しの分については、生活保護は出ることになっていますから、引越しの費用は出るので。ですが市の規定で市営住宅を出る場合に、畳を替えるとかふすまを張り替えるとかということがあるわけですね。この人の場合だと12万円ぐらいの見積りになったのです。

この人は生活保護を受けていますから当然そうした余剰金がないわけですね。生活保護はいわばぎりぎり暮らしていくだけのお金しかもらえませんから、そういうその後の畳を替えてとか、ふすまを張り替えてということができないはずもないのです。けれども規定はそういう規定があるとすることになれば、生活保護者に限らず例えば母子家庭であるとか、いろいろそういう生活弱者の方が大勢いられるわけですが、そうした方々についてもやはり同じようなこの処置をしているのか。

私は担当課長ともいろいろ話し合ったのですが、それは入居をしている人の責任だから、業者を頼んでやってくださいということが、基本的にはそういう回答なのですけれども。その人の場合は、地元知り合いもなければ何もないので、業者は頼んでもお金を払うあてがありませんから頼めないわけですね。そうしたことに対するやはり市の方で、市営住宅の管理について何か方法があるのか、考え方があるのかひとつお聞かせ願いたいと思います。

税務課長 増収の原因について業態別の変化というのがあるのかという、こういうお尋ねだと思います。実は今回の補正予算にあたりまして若干ご説明を申し上げます。当市の場合、産業構造全体がやはり新潟市や長岡市と比べるほどのとてもレベルではありません。どうするかというところ今お話があったように、特別な代表的な企業が極めて極端に公共の場には大きく影響します。で、業態別にどれが多いかと申しますと、例えば最も多いと思われるのは、製造業、それから卸・小売、運輸、通信、建設というふうなおおまかな傾向はあります。ただ、これを4年ぐらい並べてみたのですけれども、ものすごく業態別に変動するのです。ただし、答え、トータルしてどうかというところあまり変動しない。やはり規模が小さいといいながら打ち消し効果があるのです。

そういうことから考えまして今回出しましたのは、非常に予測が難しいと思ったのですけれども、実は6月までは昨年より悪かったのです。どうもおかしいと。しゃべりの話と違うじゃないかと。やはり輸出企業がないせいかなというふうなおおざっぱな推定をしておりましたら、7月から連続して上がってきまして、実はその上がり方が予想を超えるものですから、実は若干今回の補正について危惧をしているのです。

一体予測をどうするべきかというのが、私どもも正直言ってもうちょっと甘い数字を出してもいいかなとは思ったのですが、先ほど申し上げた4年間の実績を見るとというところトータルではそんなに変動していないのです。そうするというところ堅いところで見たとすることでござ

います。

直接今のお答えにはなりませんけれども、当市の事情を考えればトータルで見ると見るしかないだろうと。その傾向は年度間の今までの傾向を見る限りでは、10パーセント伸びるということはちょっと考えづらいというあたりを、今目安にしてこの判断をしたということでございます。

都市計画課長　　今ほどの笛木さんの話ですけれども、先般、笛木さんが私のところに見えまして、その方は高齢の方で生活保護を受けていらっしゃる方でありました。その方が事情がありまして県外の娘さんのところに行くと、そういう話でした。当然今は月額3カ月分の敷金を皆さんから頂戴しています。その当時につきましてはその敷金の3カ月分というものがなくて、今回その退去にあたりまして、原則的に畳の表替えですめば表替え、すまなければ前面張替え。あとはふすま、障子につきましては入居した方の全部負担とこういう原則論を、私は笛木さんに話をさせてもらいました。

その後、その方の娘さんと連絡が取れませんが、県外ですので。当然生活にお困りの方ですので、これを何とか市の方で今のような事例につきましては、生活保護を受けている方については事情等を勘案しながら、あえて市の負担でもってその部分についても負担をしていきたいというふうに考えております。

今後このような事例が出れば、当然敷金の納入があるかないかによって、かなりその事情が違ってきます。3カ月分の敷金の納入をいただければ、大部分はその3カ月分の中で処理ができるのですけれども、今のような昔の入居の方は、ほとんど敷金の納入がない方が大勢いらっしゃると思います。あとは生活保護を受けているかどうかもありますし、あとは近場に身内の方がいるかどうかもありますし、その点を総合的に勘案しましてなるべく暖かい行政を、ということ考えていこうと思っています。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第200号議案　平成18年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第200号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　休憩といたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

（午前12時05分）

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後3時10分)

議長 日程第19、第205号議案 南魚沼市防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第205号議案 南魚沼市防災会議条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第205号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第207号議案 南魚沼市立今泉博物館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 今ほど説明をいただいたわけなのですが、ロビー、駐車場および広場、これについて今まで無料であったということなのですが、使用実績はどうであったか。それから定期的にもし利用している方々がおられるとすれば、こうしたまた料金を設定していただくということについて、おそらく好意的ではない反応が返ってくるのではないかというように思うわけです。そこら辺のところを今、社会教育課長はどのようにとらえておられるのかお聞かせください。

社会教育課長 まずは駐車場それから広場等々につきましては、正直村という地元の地場産業でしょうか、そういう形の中で定期的に出店をしてございます。あわせて広場にドッグランというのが今年スタートいたしまして営業をしてございます。それからロビーの方につきましては、体験工房というような形の中で、正式にといいますか定期的にあそこを利用しているという形の内容でございます。

ただ、今回の駐車場料金にそれぞれ料金を加えますと、なかなか金額的にも嵩むものでご

ございますから、うちの部内検討の中で、条例の12条に減免という規定がございます。その辺のところを適用しながら、いわゆる地場産業的な形の中で出店しているということにつきましては、営利目的ではございませんのでその辺のところを重々加味をし、減免的なことも十分考慮をしながら今後対応をしていきたいと。

ただ、駐車場等々の関係につきましては某企業の職員の駐車場ということで、昨年もそんな形のお願いがあって許可をしたのですが、なかなか条例化をしていなかったのが料金とれなかったということです。駐車場という形で、単に駐車場を利用をして特に今泉博物館等々の振興には直接関係ないという形につきましては、この条例を十分適用させてもらいまして徴収をしたいというふうに考えております。以上でございます。

阿部久夫君 先ほど課長のお話でいただいたのですが、今泉博物館といいますとやはり今まで長年お客様が来なくて非常に大変だと、今でもそう思っています。そうした中で、ただその場所の駐車場等でお金を出せばそこで展示をするのだと。いろいろな形があるとは思いますが、やはりあそこは今泉博物館としての価値があるところでもあります。そうしたところで、どのような展示物に対してのそういった1つの規則などがあるのかないのか。そこら辺をひとつお願いいたします。

社会教育課長 展示物に対しての規制といいたいでしょうか、特にその辺のところはございません。それからロビー、それから常設展示スペース以外の展示場所につきましては、要望がありますと個展等々も開きますし、また企画展等々で実際こちらの管理している方が計画をして展示をさせる場合がございますので、特別規定はございません。

阿部久夫君 わかりました。しかし、これから今泉博物館の利用については益々検討していかなければならない。また、多くの方から来ていただくというようなことをやはり考えていかなければならないわけでありまして。そこら辺、きちんとした展示物に対しても、ひとつ規則のあるきまりのよいように対応していただきたいと思っております。そこをもう一度確認をお願いします。

社会教育課長 おっしゃるとおり今泉博物館の活性化につきましては、十分今後検討する予定でございます。今現在検討を始めておりますのは、企画それから商工観光それから社会教育、3課一体の中で、要するに活性化の方向はどうあるべきかということで、いわゆる観光的な利用の面、それから文化的な施設の形の利用の面、双方をずっと考えながら検討を始めているというところでございます。

腰越 晃君 続けて質問をすればよかったのですが。減免規定の内容についてもう少し詳しくご説明を願いたいのですが。例えば正直村、こうした地場産業振興といった目的を持ってやられる団体については、どの程度の減免がきくのか。減免規定適用の場合のもちろん条件等があると思っておりますが、その条件等についてもう少し詳しくご説明願いたいと、そのようにお願いします。

社会教育課長 今泉博物館条例の第12条に利用料金の減免という条項がございます。指定管理者の関係もございますので、一概にうちの社会教育課、市という形の決定という形

ではございません。いずれも協議を経なければなりませんけれども、指定管理者は特に必要があると認める時は、教育委員会規則に定めるところにより利用料金を減額し、また免除することができる。こういう形の内容でございまして、詳細の内容はそこには謳っておりません。したがって指定管理者、ならびに実際そこを利用する団体等々と、協議という形の中で詰めさせていただくという内容になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

笹木信治君　これはこういった公共施設の駐車場とか芝生の部分についての利用規定。これは実際すでに今年利用料を払っていますから、こうした条例がない中で払っているという形があるものをすっきりさせようということだろうと思うのですが。指定管理制度の中で、こうした方向が今後も出てくるというふうに私は思うわけでありませう。

確かに利益を得るためにそこでなにがしかの活動をするものに対して、一定の利用料金を取るというのは、これはあっていいと思いますが、その見極めがやはり大事なことです。駐車場、あるいは芝生なんかのある場所とは自ずから違いますが、利用者も、そこを利用している人も内容によって違いますから、ただ、そこを利用したいから平米あたりいくらだというような考え方はひとつやめて、柔軟に対応してもらいたいと思うのです。減免規定もあるということですが、少なくとも従来利用している人については、それ以上の料金をかけるようなことはひとつやめてもらいたいと思いますし、そういうことのないようにお願いします。

こういったことはあれですか、今後出てくる可能性はありますが、このほかに南魚沼市ではこういった施設でこうした利用料金を設定しているところはあるでしょうか。他との整合性についてちょっと聞いておきたいのですが、ここはこうだけれども向こうはどうだということでは困りますから。

社会教育課長　まずは1点目の関係でございませうが、すでに利用料金的なものを支払っている団体があるわけでありませう。それは協定的な形の中でいろいろと払って応分の負担をしてもらっているという形でございませう。今回この条例を設定するにあたり、その地場産業の活動とか活性化がそれによってできなくなると、あまりにもその場所代が高くなってできなくなるといったようなことはないように、十分留意をしながら対応をしていきたいと思っております。

2点目のそういう事例があるのかという形でございませう。市民会館、六日町の中央にあります市民会館が同じように駐車場料金を設定しながら、各いろいろとその駐車場を利用することについての駐車場料金といいますか日割り料金をとっているという状況がございませう。おおむねその料金はちょっと半額程度の設定をしてございませうが、一応設定上はそういう形の中の背景があるという形でございませうので、ご理解いただきたいと思います。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませう。よって、質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第207号議案 南魚沼市立今泉博物館条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第207号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第208号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第208号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第208号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第209号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正について、および日程第23、第210号議案 南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

保健課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

笛木信治君 この診療報酬の改定は、春、診療報酬が0.3パーセントに下がったわけですが、その引き下げに伴うものですか。

保健課長 いわゆる4月に診療報酬が変わりまして、マイナスの3.16パーセントの改定減が主な内容がありました。その条例の対応を、今回お願いするということでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第209号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第209号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第209号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第210号議案 南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第210号議案 南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第210号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第211号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院庶務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笹木信治君 食事代のことでもちょっとお聞きしたいのですが。今度、1日700いくらかというのが1食260円に変わったということは、その食材費であるとか、あるいは調理費用であるとかそうしたものの価格の推移では、この食事代も変わるということもあ

ようか。そこをひとつ。材料費とか調理費で、食事代が上がるとか、下がるとかということがあるのかということです。

大和病院庶務課長 中身を具体的に1日でいくらという基準を、それを1食ごとにばらしたわけですので、総額は変わりません。ただ、1つは我々の方が面倒になるといいますか、かなり気を使ってやっていないと非常に難しいという部分があります。材料費等に関しましてやはり細かくした部分だけ、例えば一日760円取れるのが、例えば2食で1食もう退院されたのでその部分が1食取れなかったという、そういうことが起きる可能性というのはありますが、そんなに大きくは変わらないと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第211号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第211号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第212号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

下水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第212号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第212号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第213号議案 南魚沼市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、及び日程第27、第214号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

消防長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第213号議案 南魚沼市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第213号議案 南魚沼市消防団の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第213号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第214号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第214号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第214号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

次の本会議は12月19日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時46分)